

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月5日

川口市長 殿

提出者

住 所 千葉県船橋市本町7-10-1

氏 名 株式会社リンクス・ビルド

代表取締役 目谷 一幸

電話番号 047-460-5222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社リンクス・ビルド
事業場の所在地	川口市内各現場
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 総合工事業 D06
②事業の規模	完成工事高 64億1000万円（前年度実績）
③従業員数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	・再資源化、産業廃棄物の抑制、適正処理等の社員教育 ・協力会社への指導、協力体制の強化 ・産業廃棄物の管理状況を随時確認		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの利用促進 ・資材梱包の簡素化 ・余分な資材の持込管理による抑制、適正管理等の社員教育		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場での協力会社への直接指導 ・分別袋詰め(品目別) ・古紙のゼロエミッションの取組み ・電子マニフェストの導入
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・単品分別の推進と看板掲示を行い、パトロールで指導する ・リサイクルの向上に努める ・現場での指導の徹底

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

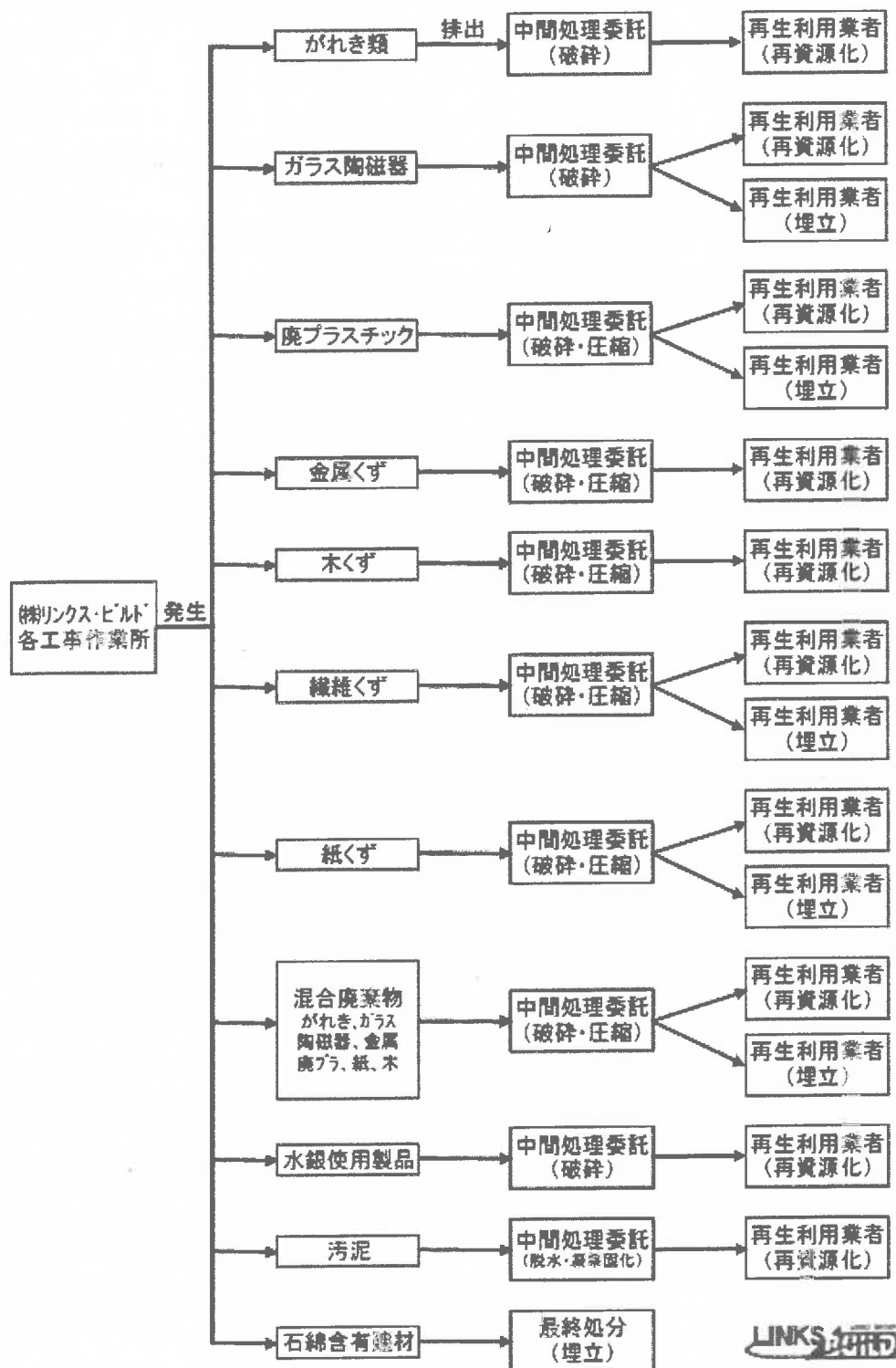
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図

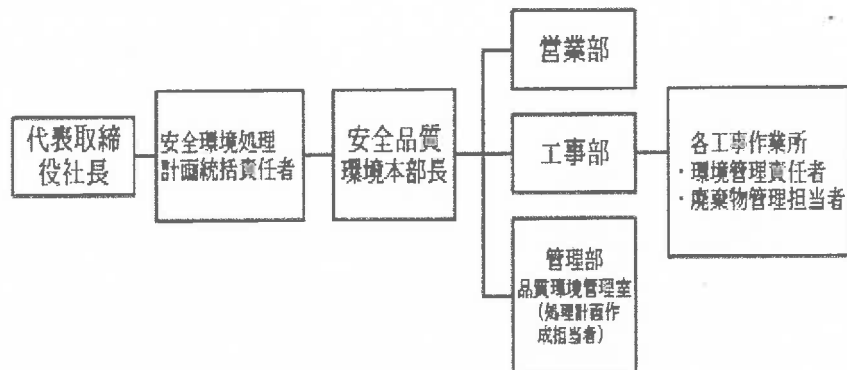
別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程



別添2 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙2 管理体制組織図



建設副産物管理組織

組織・責任者	役割
代表取締役社長	- 産業廃棄物の適正処理・減量化の推進 - 産業廃棄物管理責任者の任命
安全環境処理計画統括責任者	- 行政官庁からの産廃に関する通達事項の通知 - 新規産業廃棄物処理業者の審査 - 建設副産物に関する情報の収集及び提供 - 各作業所の建設副産物に関する指導・監督
安全品質環境本部長	- 各現場における処理状況確認・指導 - 建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底を図る - 方針・目的を策定し、その推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行い報告をする
管理部 (品質環境管理室)	- 電子マニフェストの運用に必要な情報の登録 - 新規処理業者の登録手続きの確認 - 多量排出事業者の責務（書類の提出・作成・保管） - 産業廃棄物処理委託契約の内容確認 - 工事完了後の産廃記録（紙マニフェスト・契約書・処理委託願）の保管 - 行政官庁への排出計画の作成・提出
作業所長 (環境管理責任者)	- 産業廃棄物排出抑制目標の設定 - 産廃処理業者の選定及び委託契約書の提起 - 作業所内に廃棄物管理担当者を決め、日常管理を確実に行わせる - 法の順守及び適正処理について、作業所内定期チェック - 作業所内の産業廃棄物適正処理、資源化促進の教育訓練の実施

産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量
計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量	自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った(行う)量	処理の委託											
	排 出 量			自ら熱回収を 行った(行う)量		自ら中間処理により 減量した(する)量			全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		再生利用業者への 処 理 委 託 量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			
	現状	計画		現状	計画	現状	計画		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	1,578.00	1,420.20	—	—	—	—	—	—	—	—	1,578.00	1,420.20	0.00	0.00	1,578.00	1,420.20	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	42.50	38.25	—	—	—	—	—	—	—	—	42.50	38.25	42.50	38.25	42.50	38.25	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	110.50	99.45	—	—	—	—	—	—	—	—	110.50	99.45	110.50	99.45	110.50	99.45	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	65.50	58.95	—	—	—	—	—	—	—	—	65.50	58.95	65.50	58.95	65.50	58.95	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	1.00	0.90	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	0.90	1.00	0.90	1.00	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	38.50	34.65	—	—	—	—	—	—	—	—	38.50	34.65	38.50	34.65	38.50	34.65	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	3.50	3.15	—	—	—	—	—	—	—	—	3.50	3.15	3.50	3.15	3.50	3.15	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	4.00	3.60	—	—	—	—	—	—	—	—	4.00	3.60	4.00	3.60	4.00	3.60	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	224.00	201.60	—	—	—	—	—	—	—	—	224.00	201.60	224.00	201.60	224.00	201.60	0.00	0.00	0.00	0.00